第9章 外出の支援

福祉タクシー利用料金の助成

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

障害のある方の生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金の助成として福祉タクシー利用券を交付しています。福祉タクシー利用券は県内に営業所のある、ほぼすべてのタクシー会社で利用できます。

◇対象者

前年度の本人の市町村民税が非課税の方で、次のいずれかに該当する方

⑴ 身体障害者手帳1・2級及び下肢・体幹機能障害3級の方
⑵ 療育手帳Ⓐ・Aの方
⑶ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
⑷ 精神障害者保健福祉手帳2級、身体障害者手帳3級又は療育手帳Bのうち、いずれか2つ以上が交付されている方

◇助成内容

⑴ 利用可能枚数　乗車1回につき、券1枚（但し、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は、券2枚）
⑵ 助成額　券1枚につき、タクシー初乗運賃相当額（500円または600円が限度）
※普通車の運賃改定により助成額が変更になることがあります。
⑶ 助成枚数　身体障害者手帳1・2級…年度54枚　　3級…年度36枚
療育手帳Ⓐ・A…年度54枚　　精神障害者保健福祉手帳1級…年度54枚
精神障害者保健福祉手帳2級、身体障害者手帳3級又は療育手帳Bのうち、いずれか2つ以上…年度54枚
※申請月により助成枚数が変わります。

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

◇利用方法

料金を支払う際に、手帳を提示し、福祉タクシー利用券と差額を支払います。10パーセント割引の制度（71ページ：「タクシー運賃の割引」参照）と併用することができます。

★タクシー運賃割引制度と福祉タクシー利用券を併用した場合の料金計算方法

〈算定式〉｛運賃ー運賃の10パーセント（10円未満切上げ）｝－助成額＝支払う額
〈具体例〉｛1,200円－120円｝－1000円（券2枚利用）円＝80円（運賃が1,200円だった場合）
※同年度内に自動車燃料費の助成を受けている場合には、タクシー利用料金の助成は受けられません。

自動車燃料費の助成

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

移動の手段として、主に自家用車を使用する障害のある方の経済的負担の軽減と生活の利便を図るため、自動車燃料費の一部を助成します。

◇対象者
前年度の本人の市町村民税が非課税の方で、次のいずれかに該当する方
⑴　身体障害者手帳 1・2 級及び下肢・体幹機能障害 3 級の方
⑵　療育手帳Ⓐ・A の方
⑶　精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
⑷　精神障害者保健福祉手帳 2 級、身体障害者手帳 3 級又は療育手帳 B のうち、いずれか 2 つ以上が交付されている方

◇受給資格者
⑴　自ら自動車を運転する障害のある方
⑵　障害のある方のために自動車を運転する同居の家族

◇自動車の登録
本人または同居の家族が所有する自動車を登録していただきます。

◇助成額
1 リットルにつき 50 円で年度 10,000 円を限度とします。
※申請月により助成限度額が変わります。

◇申請に必要なもの
手帳、運転免許証、自動車検査証、印鑑、通帳
※同一年度内に福祉タクシー利用料金の助成を受けている場合には、自動車燃料費の助成は受けられません。

自動車運転免許取得費の助成（ 1 ページ欄外参照）

〈窓口〉各区役所支援課（3 ページ参照）
身体に障害のある方の自営、就職等をはじめとする社会参加活動を促進するため、運転免許の取得に要した費用の補助を行っています（運転免許は第 1 種普通免許に限ります）。
※所定の証明書が必要になりますので、事前にご相談ください。

◇対象者
自動車運転免許を取得しようとする身体障害者手帳所持者
※世帯の所得金額に応じた制限があります。

◇補助額
運転免許取得費用の 3 分の 2 （限度額 120,000 円）

◇申請に必要なもの
手帳、運転免許取得費支出証明書（所定の様式）、運転免許取得報告書、運転免許証の写し、所得税額等を証明するもの、印鑑

安全運転相談

〈窓口〉埼玉県警察運転免許センター　運転免許試験課安全運転相談室
鴻巣市鴻巣 405-4　TEL 048-543-2001（音声ガイダンス 4 番）　FAX 048-543-7727

心身に障害のある方でこれから免許を取得したい方、運転免許を取得した後に障害が発生した方の運転適性検査・安全運転相談を行っています。（要予約）
月曜日～金曜日（祝・休日・年末年始を除く）　午前 9 時～ 午後 3 時
毎月第 3 日曜日　※予約又はお問い合わせは、平日の上記業務時間にお願いします。

◇費用
無料

◇相談時に必要なもの
詳細は事前にお問い合わせください。

自動車改造費の補助（1 ページ欄外参照）

〈窓口〉各区役所支援課（3 ページ参照）

身体に障害のある方が自営、就労等をはじめとする社会参加活動の促進に伴い、自ら又は同居の家族が所有し、自らが運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する際の、費用の補助を行っています。

※世帯の所得金額に応じた制限があります。
※改造内容に制限がありますので、事前にご相談ください。

◇補助額

改造費用の 3 分の 2 （限度額 100,000 円）

◇改造対象

障害のある方自身が運転する際に必要な箇所

◇申請に必要なもの

手帳、運転免許証の写し、改造費見積書、印鑑、自動車検査証の写し、市町村民税の課税所得額等を証明するもの

リフト付自動車の貸し出し

〈窓口〉各区役所支援課（3 ページ参照）

外出の困難な重度の身体障害のある方に、車いすに乗ったまま走行できるリフト付自動車の貸し出しを行っています。

※自動車のみの貸し出しです。運転者は利用する方が手配してください。

◇対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、外出の際に車いすが必要な下肢、体幹、移動機能障害 1 ～ 3 級の方（部位別等級）

◇費用

無料（ガソリン代、有料道路代、駐車場料金等は自己負担）

◇利用回数

年度 96 回　※人工透析を受けている方は年間 208 回

◇利用時間

1 回当たり 2 時間以内とします。3 日間を限度として連続使用ができます（36 回分の利用となります）。

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

◇利用方法

利用日の 2 か月前から、予約を受け付けています。直接、以下のレンタカー会社へ申し込んでください。

トヨタレンタリース埼玉北浦和駅前店　TEL 832-0100
トヨタレンタリース新埼玉与野店　TEL 854-3100
日産レンタカー大宮駅東口店　TEL 642-4745
トヨタレンタリース東大宮店　TEL 685-0100
トヨタレンタリース南浦和駅西口店　TEL 822-3100

歩行困難な方の駐車許可証（駐車禁止規制除外標章）の交付

〈窓口〉大宮西警察署　交通課　西区三橋 6-645　TEL 625-0110
大宮警察署　交通課　大宮区北袋町 1-197-7　TEL 650-0110
大宮東警察署　交通課　見沼区風渡野 35-1　TEL 682-0110
浦和西警察署　交通課　中央区上峰 3-4-1　TEL 854-0110
浦和警察署　交通課　浦和区常盤 4-11-21　TEL 825-0110
浦和東警察署　交通課　緑区東浦和 7-42-1　TEL 712-0110
岩槻警察署　交通課　岩槻区岩槻 5106　TEL 757-0110

「駐車禁止規制除外標章」を掲示している場合は、駐車禁止区域内でも、他の交通の妨げにならない限り駐車できます。

ただし、駐停車禁止場所の駐車、法定駐車禁止場所の駐車、駐車の方法に従わない駐車、車庫代わり駐車、長時間駐車はできません。

◇身体障害者手帳及び戦傷病者手帳（歩行困難な方）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">障害区分</th><th colspan="2">手帳の種類</th></tr>
<tr><th>身体障害者手帳（記載等級）</th><th>戦傷病者手帳（記載等級）</th></tr>
<tr><td colspan="2">視覚障害</td><td>1級から3級までの各級及び4級の1</td><td rowspan="3">特別項症から第四項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">聴覚障害</td><td>2級及び3級</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>3級</td></tr>
<tr><td colspan="2">上肢不自由</td><td>1級、2級の1及び2級の2</td><td rowspan="2">特別項症から第三項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢不自由</td><td>1級から4級までの各級
※5級及び6級で歩行困難な方についてはお問合せください</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹不自由</td><td>1級から3級までの各級</td><td>特別項症から第四項症までの各項症</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）</td><td>—</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>1級から4級までの各級</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">心臓機能障害</td><td rowspan="5">1級及び3級</td><td rowspan="5">特別項症から第三項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">じん臓機能障害</td></tr>
<tr><td colspan="2">呼吸器機能障害</td></tr>
<tr><td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td></tr>
<tr><td colspan="2">小腸機能障害</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td rowspan="2">1級から3級までの各級</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">肝臓機能障害</td><td>特別項症から第三項症までの各項症</td></tr>
</table>

・療育手帳　最重度「Ⓐ」、重度「A」（歩行困難な方）
・精神障害者保健福祉手帳　1級（歩行困難な方）

◇申請

住所地を管轄する警察署に、申請書に各種手帳を添えて申請してください。

※交付申請の内容により臨時適性検査の対象となる場合があります。

高齢運転者等専用駐車区間制度

〈窓口〉大宮西警察署　交通課　西区三橋 6-645　TEL 625-0110
大宮警察署　交通課　大宮区北袋町 1-197-7　TEL 650-0110
大宮東警察署　交通課　見沼区風渡野 35-1　TEL 682-0110
浦和西警察署　交通課　中央区上峰 3-4-1　TEL 854-0110
浦和警察署　交通課　浦和区常盤 4-11-21　TEL 825-0110
浦和東警察署　交通課　緑区東浦和 7-42-1　TEL 712-0110
岩槻警察署　交通課　岩槻区岩槻 5106　TEL 757-0110

公安委員会から交付された標章を普通自動車に掲げることにより、公安委員会が指定した駐車禁止場所であっても高齢運転者等専用駐車区間内（公安委員会が指定）に限って駐車することができる交通規制です。

◇対象者

次の⑴～⑷に該当し、かつ、普通自動車を運転される方

⑴　普通自動車運転免許を保有しており、聴覚障害を理由に運転免許に条件が付されている方
⑵　普通自動車運転免許を保有しており、肢体不自由を理由に運転免許に条件が付されている方
⑶　普通自動車運転免許を保有している年齢 70 歳以上の方
⑷　普通自動車運転免許を保有しており、妊娠中又は出産後 8 週間以内の方

※駐車禁止除外標章（歩行困難を理由に公安委員会から交付されている標章）の交付を受けている方は、その標章を掲げることにより駐車することができます。

◇市内高齢運転者等専用駐車区間設置場所（標章を使用できる場所）

設置場所（住所）	駐車可能台数	目標等	管轄警察署
浦和区高砂 3-13 先	約 3 台	埼玉県庁	浦和
浦和区高砂 3-15 先	約 3 台	埼玉県庁	浦和
中央区下落合 5-11-10 先	約 2 台	老人福祉センターいこい荘	浦和西
見沼区東宮下 265-1 先	約 5 台	市立七里公民館	大宮東
見沼区東宮下 196 先	約 5 台	さいたま記念病院	大宮東

さいたま市内は上記 5 区間、その他県内 18 区間、合計 23 区間に設置されています。

◇申請

住所地を管轄する警察署に、申請書に必要書類（運転免許証、自動車検査証、母子手帳（妊娠中の方）など）を添えて申請してください。

駐車禁止除外標章や高齢運転者等標章については、埼玉県警察のホームページに掲載しております。下記のアドレスから、アクセスしてください。

◇埼玉県警察のホームページアドレス

https://www.police.pref.saitama.lg.jp

車いす移動車等に対する通行許可証又は通行禁止規制除外標章の交付

〈窓口〉大宮西警察署　交通課　西区三橋 6-645　TEL 625-0110
大宮警察署　交通課　大宮区北袋町 1-197-7　TEL 650-0110
大宮東警察署　交通課　見沼区風渡野 35-1　TEL 682-0110
浦和西警察署　交通課　中央区上峰 3-4-1　TEL 854-0110
浦和警察署　交通課　浦和区常盤 4-11-21　TEL 825-0110
浦和東警察署　交通課　緑区東浦和 7-42-1　TEL 712-0110
岩槻警察署　交通課　岩槻区岩槻 5106　TEL 757-0110

車いす自動車等は、警察署長の「通行許可証」又は公安委員会の「通行禁止規制除外標章」のいずれかの交付を受け、それらを提示することにより、通行禁止規制区間を通行することが可能となります。
※車いす自動車等の使用実態（使用する範囲等）に応じ、上記の許可証又は標章の申請をしていただくことになります。

◇対象車両

自動車検査証（いわゆる車検証）の車体の形状の欄に「患者輸送車」又は「車いす移動車」として登録を受けている車両。

◇警察署長の通行許可証とは

警察署長がやむを得ない理由があると認めた場合に交付される許可証。（通行可能にできる範囲が許可した警察署の管轄内に限定される）

通行許可証の交付を受け、その許可証を携帯する車両について、通行禁止規制区間の通行が可能となります。

◇公安委員会の通行禁止規制除外標章とは（患者輸送車又は車いす移動車）

公安委員会規則に定められた車両に対して交付される標章。

通行禁止規制除外標章の交付を受け、その標章を提示し、現に歩行困難な方の輸送のために使用中の車両について、通行禁止規制区間の通行が可能となります。

◇注意事項

上記の通行許可又は通行禁止規制除外については、いわゆる歩行困難な方の送迎に使用中の車両について、通行禁止規制区間の通行を可能とするものであるため、送迎と無関係な通行（歩行困難な方を乗車させていない又は迎えに行く途中でない）の場合には、標章を携帯していたとしても、通行禁止規制区間を通行することはできません。

実際に歩行困難な方を乗車させている、又は迎えに行く際に必要な通行時に、許可証又は標章を携帯し、通行していただくようお願いします。

◇申請

申請者の住所地又は自動車の使用の本拠を管轄する警察署に対し、申請書に必要書類（自動車検査証など）を添えて申請してください。通行許可証や通行禁止規制除外標章については、埼玉県警のホームページに掲載しております。下記のアドレスからアクセスしてください。

◇埼玉県警察のホームページアドレス

https://www.police.pref.saitama.lg.jp

身体障害者補助犬

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

身体に障害のある方の行動範囲を広げ、社会復帰、自立に役立てるため、盲導犬、介助犬及び聴導犬を給付します。

【ほじょ犬マーク】

◇対象者

県内に1年以上居住する18歳以上の身体障害者手帳所持者

⑴　盲導犬：視覚障害1級
⑵　介助犬：肢体不自由1・2級
⑶　聴導犬：聴覚障害2級

◇申請に必要なもの

手帳、飼育同意書（借家等の場合）

〈身体障害者補助犬法について〉

身体に障害のある方が、盲導犬や介助犬などを伴って社会参加ができるよう、平成14年10月から身体障害者補助犬法が施行されています。

法律の主な内容

⑴　身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいいます。
⑵　国や地方公共団体が管理する施設のほか、電車、バスなどの公共交通機関、ホテル、デパート、飲食店など不特定多数が利用する民間施設についても補助犬の同伴を拒んではならないことになっています。
⑶　補助犬には、訓練を受けた補助犬である旨の表示をしなければなりません。
⑷　補助犬の認定は、厚生労働大臣が指定する指定法人が行います。
⑸　私たち国民は、補助犬を使用する障害のある方に対し、必要な協力をするよう努めなければなりません。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

福祉バスの提供

〈窓口〉埼玉県障害者福祉推進課

浦和区高砂3-15-1　TEL 830-3309　FAX 830-4789　✉ a3310-05@pref.saitama.lg.jp

埼玉県では、障害者福祉団体等に対して、障害のある方のための更生訓練、研修等、社会参加活動などを行う場合、リフト付大型バス「おおぞら号」の提供を無料で行っています。利用日6か月前の25日（消印有効）までに、郵送又は電子メールで受け付けています。なお、さいたま市の団体利用分については、さいたま市が費用を負担します。

※ただし、有料道路・駐車場料金、バス乗務員の食事・宿泊等は利用団体の負担となります。

埼玉県思いやり駐車場制度

〈窓口〉各区役所支援課

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に、公共施設や商業施設等の協力施設に設置されている障害者等用駐車区画を優先的に利用できる「利用証」を交付します。

◇対象者

区分				交付基準	申請に必要な書類等
身体障害者	視覚障害			4級以上	身体障害者手帳
	聴覚障害			3級以上	
	平衡機能障害			5級以上	
	肢体不自由	上肢		2級以上	
		下肢		6級以上	
		体幹		5級以上	
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上	
			移動機能	6級以上	
	内部障害（免疫機能障害を含む）			4級以上	
知的障害者				A以上	療育手帳
精神障害者				1級	精神障害者保健福祉手帳
難病患者				特定疾患医療受給者、指定難病医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証

※その他、「高齢者等」「妊産婦」「けが人等」の区分があります。それぞれ区役所窓口が異なります。
詳しくは、埼玉県ホームページをご覧ください。

◇申請

区役所支援課での申請のほか、埼玉県への「郵送申請」・「電子申請」が利用できます。

＜郵送申請の送付先＞
〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県　福祉部　福祉政策課　政策企画担当

【電子申請はこちら】
埼玉県ホームページ

◇埼玉県ホームページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html